

事業シート（概要説明書）						
仕分対象事業名（個別事業名）		男女共同参画啓発事業及び女性センター運営事業				
中事業名		男女共同参画プラン推進事業 女性センター運営事業	担当部・課名	市民経済部 人権・男女共同参画課		
総合計画上の位置付け（分野名）		男女共同参画社会	担当名	人権・男女共同参画担当		
事業開始年度		平成14年度(フォーラム講師等)・平成4年度(パスポート)・平成13年度(女性センター)	根拠法令	男女共同参画社会基本法、鎌倉市男女共同参画推進条例		
実施方法		直接実施				
		業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者：）				
		補助金〔直接・間接〕（補助先：）		実施主体：）		
		貸付（貸付先：） その他（）				
事業概要	目的 （何のために）	男女が地域社会や家庭生活で、平等にこれらの活動に参加することができる社会に向けた意識づくりや意識高揚のため。				
	対象 （誰・何を対象に）	市民、企業、職員				
	事業内容 （手段、手法など）	市と協働で各種の事業を行うため、男女共同参画市民ネットワーク・アンサンブル21が設立され活動を行っている。市民の自主的な参加により、運営委員会、イベント部会、セミナー部会、情報誌部会、女性史編さん部会を開催しており、部会ごとに役割を分担し、男女共同参画社会の推進に向けた講座やイベントの企画・開催や、情報誌「パスポート」の発行を行っている。また、鎌倉の男女共同参画の軌跡をたどるため、女性センターを活動拠点として「女性史」の編さん業務を行う。				
	事業の必要性	平成23年度に、かまくら女性史の集大成として「(仮称)通史」を発行する予定である。編さん業務を行うための拠点として、女性センターは不可欠である。男女共同参画社会を推進するためには、国や市の施策や社会が抱える課題等について、継続的に情報を発信することが必須である。地道に発信していくことで、男女共同参画社会形成のための意識改革が可能になると考える。				
コスト	平成22年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	3,050 千円	}	職員構成		平均人件費 × 従事職員数
	人件費	5,357 千円		担当正職員		5,357 千円
	総計	8,407 千円		臨時職員他		千円
事業費 （財源内訳・単位千円）	年度	総額	補助対象事業の全体経費に対する市の負担（支出）割合	平成22年度予算の財源内訳		
	H19(決算)	1,996	-	国補助金	0	
	H20(決算)	1,781	-	県補助金	0	
	H21(決算見込)	1,885	-	起債	0	
	H22(予算)	3,050	-	一般財源	3,050	
平成22年度事業費内訳		<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 604千円（フォーラム講師等） ・需用費 消耗品費50千円 光熱水費251千円 維持修繕料100千円 備品修繕料30千円(女性センター) ・役務費 電信料 158千円(女性センター) ・委託料 1,652千円（パスポート492千円 女性センター1,160千円） ・使用料及び賃借料 205千円（女性センター） 				

活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	男女共同参画情報誌「パスポート」36号まで発行	号	2	2	2
	かまぐら女性史3編発行・頒布 1編2,340冊、2編1,581冊、3編945冊頒布	冊	203	141	842
	男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」の各部会により講座等開催	回	16	15	14
単位当りコスト (事業費/活動指標)	/		-	-	-
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	男女共同参画情報誌「パスポート」については、年2回の発行を継続する。 かまぐら女性史については、23年度発行予定の第4編「(仮称)通史」をもって完了とする。 講座等については、内容を精査しながら、現在実施している回数を今後も継続的に実施する。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	男女共同参画情報誌「パスポート」を毎年度2号ずつ発行し、市民等に配布した	部	10,000	10,000	6,000
	男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」により開催した講座に市民が参加した	人	538	479	456
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	事業の目的が理念の周知と意識改革であるため、即座に結果が出せるものではなく、数値で把握することが困難である。 社会情勢が変化していく中で、発信していく内容も変化させていかなければならないため、また、意識の定着を促すため、繰り返しの発信が必要となる。 男女共同参画事業については、市民との協働により推進してきた経緯があり、事業を継続することで、市民の力がより高まり、地域への情報発信の原動力が増強されるという相乗効果がある。鎌倉市男女共同参画推進条例もこの市民の原動力から生み出された成果と言える。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	男女共同参画情報誌については、県と県内19市のうち16市が発行。 男女共同参画条例は、県と県内19市のうち5市が制定。				
特記事項 (事業の沿革等)	啓発事業においては、市民の意識の高まりが不可欠であり、市民との協働により進めてきた当該事業は、市民と市との間に信頼関係を培ってきたといえる。この信頼関係を維持し、健やかで心豊かに過ごせるまちづくりを進めるためには、当該事業は重要な事業であると考えます。				